

廃棄食品の不正流通に関する今後の対策（案）

平成 28 年 2 月 26 日
食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ

1. 基本的な考え方

（１）本事案への対処について

○愛知県の産業廃棄物処理業者によって、食品関連事業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が不正に転売され、その後、消費者に食品として販売されていたことが判明した^(注)(以下「本事案」という。)。本事案は、食品廃棄物が最終処理されず不正に転売されたことにより、消費者に食品として販売され、食品に対する消費者の不安を招いた、極めて深刻な問題であり、今回問題となった事業者については、厳正に対処していくことが重要である。

(注) これまでの調査により、ダイコー（株）（廃棄物処理事業者）に廃棄物処理が依頼されていた 21 社の 35 品目（60 製品）が、みのりフーズ（食品事業者）の施設内に保管されていたことが分かっている（平成 28 年 2 月 24 日時点）。

○関係府省はこれまで、国民の健康保護が最優先されるべきとの基本認識の下、本事案の全容解明に向けて地方公共団体と連携して必要な調査を行い、消費者等に対して積極的な情報発信を行うとともに、法令違反に対して適切な措置が講じられるよう対処してきた。

○これまで当該食品の喫食による健康被害は確認されていないが、引き続き本事案の全容解明に向けて迅速かつ適切に調査を行うとともに、改めて消費者等に対して分かりやすい情報提供を行う等、本事案への対処に万全を期す。

（２）今後の対策について

○いまだ本事案の全容解明には至っていないものの、これまでの調査によって明らかになった事実関係をもとに、課題を整理するとともに、

関係府省において現時点で対応可能な対策を取りまとめる。

- 本事案で明らかになった課題に対しては、消費者の信頼を確保するため、関係行政機関及び関係事業者が連携し、食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両面から、隙間なく対策を講ずることが重要である。
- 今後、事案の全容が明らかとなった段階で、現行の関係法令についてどのような問題があるか、その運用も含めて、改めて検証を行い、必要に応じて、今後の対応を検討する。
- なお、本事案の直接の原因ではないが、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」の問題があることから、食品ロスの削減に向けて努力することが必要である。

2 食品廃棄物の処理について

(1) 指摘されている主な課題

- 廃棄食品を不正に転売した廃棄物処理業者において、関係法令に抵触する不適切な対応が行われた等の疑いがある。
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に抵触するおそれ(産業廃棄物管理票(マニフェスト)の虚偽報告等)
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「食品リサイクル法」という。)の登録要件を満たさないおそれ(国が把握できていなかった点)
- なお、本事案を受けて、動植物性残さを取り扱う全国の産業廃棄物処理業者を対象とした地方公共団体による立入検査が実施されたが、本事案以外に食品の転売を行っていた事例の報告はなかった。

(2) 今後の対策

1) 電子マニフェストの機能強化(環境省)

電子マニフェストの虚偽記載防止のため、例えば委託量と処分量が一致しないなど、記載内容に不自然な点があった場合に不正を検知できる情報処理システムの導入等を検討する。

2) 廃棄物処理業者に係る対策:透明性と信頼性の強化

①産業廃棄物処理業者への監視の徹底(環境省、農林水産省)

産業廃棄物処理業者への抜き打ちの立入検査など、監視強化の取組を関係地方公共団体に改めて通知するとともに、都道府県向けに、食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルの策定を速やかに検討する。また、地方公共団体と連携しつつ、食品リサイクル法の登録審査及び登録事業者に対する国の指導監督を強化する。

②適正処理の強化と人材育成(環境省)

不正転売の未然防止に向けた一層の取組強化(処理状況の積極的な公開や優良事業者の育成・拡大)を廃棄物処理業者に求め、その取組状況のフォローアップなどを行う。

3) 排出事業者による対策:食品廃棄物の転売防止対策の強化(環境省、農林水産省)

食品関連事業者に対して、食品ロスの削減とともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講ずることに係る要請を検討する。また、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の見直し及び食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドライン策定等を検討する。

3. 食品関連事業者による食品の適正な取扱い

(1) 指摘されている主な課題

○食品関連事業者において、本事案の関連食品の一部に関して、関係法令に抵触する不適切な食品の取扱いが行われた疑いがある。

- ・食品衛生法に抵触するおそれ(無許可営業等)
- ・食品表示法に抵触するおそれ(表示がない食品が小売りされた点)等

○これらの法令違反があつたとしても、廃棄食品を不正に流通した直接的な原因ではないが、食品関連事業者における法令遵守の徹底に向けて取り組むことは、消費者の食品に対する信頼の確保に向けて、重要な課題である。

(2) 今後の対策

①食品等事業者の監視指導の徹底(厚生労働省)

地方公共団体が作成する「食品衛生監視指導計画」に基づく立入検査において、食品等事業者の状況を十分に把握し、本件のような営業実態がない又は不明な食品等事業者を確認した際には、必要な措置を採ることを地方公共団体に改めて通知する。

②食品表示の適正化(消費者庁)

小売店舗においては、仕入れた加工食品について食品表示法上の表示がされていない場合には、その理由を仕入業者から確認するなど、一般消費者に販売する食品の表示が適正に行われるよう十分に配慮することが重要である。

地方公共団体の食品表示関係部局に対して、食品表示監視協議会等の場で、関係事業者に対する業務用加工食品の表示の適正化に係る周知要請を行う。また、業務用加工食品を扱う事業者への周知

を盛り込んだ監視計画を策定する。

4. 同種事案発生時の対応

①関係機関の緊密な連携(関係府省)

本事案では、国においては食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会の構成員に廃棄物担当課長等を加えるなどにより、幅広く情報共有するとともに、地方公共団体では廃棄物行政主管部局、衛生部局等の関係行政機関が連携して対応した。万一、今後同種事案が発生した場合には、地方公共団体を含む関係機関が連携し、迅速かつ適切に対応する。

②消費者への注意喚起等(消費者庁、厚生労働省等)

問題食品の回収促進のためには、回収対象食品の情報を迅速に周知することが重要である。関係機関の間で迅速に情報を共有し、店舗等からの問題食品の撤去の周知を行うとともに、消費者に対して注意喚起を行う。また、「食べてはいけない食品」が消費者等により分りやすく伝わるように、広報手段の拡充に取り組む。

③健康被害情報の早期把握(消費者庁、厚生労働省等)

本事案では健康被害は確認されていないが、同種事案発生時には、地方公共団体の各種相談窓口を通じて健康被害情報の早期把握に努める。特に対象食品に起因すると疑われる重大な健康被害に対しては 24 時間 365 日、全国の保健所等が情報を受け付け、厚生労働省を通じて、消費者安全法に基づき、事故情報を消費者庁に一元的に集約する。